

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 土地改良事業の施行認可
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の一部休止の許可

【公告】

- 道路の位置の指定
- 〃

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

【正誤】

- 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則の正誤

（県例規集登載）

- 土地改良事業施行認可申請の縦覧の正誤

目次

- 土地改良事業の施行認可の正誤

担当課（室）

〃

耕地課

行政改革推進室

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会

〃

〃

建築指導課

〃

道路整備課

耕地課

◎岡山県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和六年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

流幹川上2

水利施設等保全高度化（用排水施設整備）事業

三 認可年月日

令和六年二月十四日

◎岡山県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山下長田字野田二五三番一地内	新	一七・四 二二・五	五一・五
真庭市蒜山下長田字野田二五三番一地内	旧	一五・八 一六・七	五一・五

◎岡山県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三二三号	真庭市蒜山下長田字野田二五三番一地内	令和六年二月二十二日

◎岡山県告示第六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の十八第一項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定の業務の一部の休止（以下「一部休止」という。）を許可した。

令和六年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 一部休止する指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 岡山県建築住宅センター株式会社

2 岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号

二 一部休止の期間

令和六年二月二十六日から同年六月一日まで

三 一部休止の内容

1 新たに契約を締結する行為

2 既に締結した契約の変更により業務を追加する行為

3 1及び2の行為を実施するための見積り、交渉等の行為（事前相談を含む。）

〔九一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一四号 令和六年二月十三 日	浅口市鴨方町益坂字山下一三一〇 番四、一三一三番九	六・〇〇	七二・二八

〔九二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一五号 令和六年二月十五日	浅口市金光町占見新田六二四番九	六・〇〇	七四・四〇

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和六年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
笠岡共創会	守屋基範	今城啓文	笠岡市東大戸二四五―一三	令和六・一・四
キムジンホ後援会	和田典子	和田敏男	中央町二―一二	一・一五
せい後援会	藪田誠二郎	藪田智範	神島外浦二二五七	一・一六
守屋もとのり後援会	守屋博行	今城啓文	東大戸二四五―一一	一・一四
山下きょうじ後援会	山下恭司	山下恭司	有田一九七五	一・二六

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和六年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会
委員長
大林裕一

解散年月日	代表者の氏名	解散年月日	代表者の氏名
令和五・一二・三一	小山則之	令和五・一二・三一	小山則之
令和三・一二・三一	中村峻則	令和三・一二・三一	中村峻則
令和五・一二・二五	岡和徳	令和五・一二・二五	岡和徳
〃	高田卓司	〃	高田卓司
〃	井上英男	〃	井上英男
〃	佐々木清巳	〃	佐々木清巳

一 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県塩政支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

石田よしお後援会

里庄のあすを考える会

高田卓司後援会

100人委員会

明友会

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
令和六年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大

林

裕

一

資金管理団体の届出をした
者（代表者）の氏名
守屋 基範
山下 恭司

公職の種類
笠岡市議会議員
〃

資金管理団体の名称
笠岡共創会
山下きょうじ後援会

主たる事務所の所在地
笠岡市東大戸二四五―三
〃 有田一九七五

指定年月日
令和六・一・一
〃 一・二二

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

鈴木 史

鈴木かずふみ後援会

主たる事務所の所在地

岡山市南区泉田四一七一

岡山市南区新保四七八一―一〇二

令和六・一・一

◎岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和六年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

佐々木 清 巳

羽場 頼三郎

資金管理団体の名称

明友会

岡山市民連合

資金管理団体で

なくなった年月日

令和五・一二・三一

令和六・一・四

(二) 令和四年三月二十五日付け公布岡山県公告（土地改良事業施行認可申請の縦覧）に誤りがあった。

二	一	行
同条第九項	第四十八条第一項	誤
同条第三項	第九十五条第一項	正

(三) 令和四年五月二十四日付け公布岡山県告示第二百五十四号（土地改良事業の施行認可）に誤りがあつた。

二	行
第四十八条第一項	誤
第九十五条第一項	正